

# 「保護具着用管理責任者講習」のご案内

一般社団法人喜多方労働基準協会

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和5年4月1日から順次施行）により、令和6年4月1日から事業者は事業場における化学物質のリスクアセスメントを行い、その結果に基づく措置として労働者に保護具を着用させる時は、「保護具着用管理責任者」の選任が必要となりました。

保護具着用管理責任者は、「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」として、第一種衛生管理者、各作業主任者等の方から選任していただくほか、その他の方から選任できないという場合には通達で定めるカリキュラムにより「保護具着用管理責任者教育」を受講した方から選任しなければならないとされています。

また、第一種衛生管理者や各作業主任者等の方で「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」として同責任者の選任を受けた方についても、前記省令において、通達で定めるカリキュラムにより「保護具着用管理責任者教育」を受講することが望ましいとされています。

当協会では、標題の講習会を下記要項により開催いたしますので、貴事業場の該当者に周知され、本機会を逃さず受講されますようご案内申し上げます。

1. 日 時 令和5年11月14日(火)9:00～16:30(受付8:45～)
2. 会 場 JA会津つば 農協会館（喜多方市岩月町喜多方字淵の下171-4）
3. 受講料等 ①喜多方協会員 15,950円（受講料13,200円＋テキスト代2,750円）消費税込  
②非会員事業場 18,150円（受講料15,400円＋テキスト代2,750円）消費税込
4. 教習科目及び予定時間割 ※予定科目時間等変更になる場合があります。

9:00～9:30	関係法令	0.5 時間
9:30～10:00	保護具着用管理	0.5 時間
10:10～12:00	保護具に関する知識	3 時間
昼食休憩		
13:00～14:10		
14:20～15:20	労働災害の防止に関する知識	1 時間
15:25～16:25 実習（実技）	① 保護具の適正な選択に関する知識 ② 労働者の保護具の適正な使用に関する知識 ③ 保護具の保守管理に関すること	1 時間
		合計6時間

5. 実技について 保護具の使用方法等についての実技を行いますので、各自、自社でご使用の呼吸用保護具（防じんマスク・防毒マスク）をご持参ください。
6. 修了証 所定の時間受講された方に「保護具着用管理責任者」修了証を交付いたします。
7. 申込締切 令和5年10月26日(木)
8. 定 員 40名
9. 申込方法 下記のいずれかの方法でお手続き願います。  
① 当事務局へ持参 … 「受講料」と「申込書」を下記申込先までお持ち下さい。  
② 現金書留で郵送 … 「受講料」・「申込書」を現金書留封書へ入れ、郵送。  
③ 口座振込 … 「申込書」は郵送、「受講料」は下記金融機関へ振込み。
10. 申込先等 [申込先] (一社)喜多方労働基準協会 〒966-0896 喜多方市字諏訪88-2  
TEL 0241-22-4146 FAX 0241-22-4143  
[振込先] 【東邦銀行 喜多方支店 普通預金 1350484】  
口座名義：一般社団法人喜多方労働基準協会  
※ 振込手数料はご負担願います。
11. その他
  - ・遅刻・早退・途中退席は、法定講習時間不足のため修了証は交付できません。
  - ・キャンセルによる返金…10月31日(火)までのご連絡については返金いたします。
  - ・受講初日受付の際、本人確認のため運転免許証等の提示をお願いいたします。
  - ・受付後、修了証用の写真撮影をします。8時50分までにご来場ください。
  - ・駐車場に限りがありますので、複数の方が受講される場合は無理のない範囲で乗合せ等のご協力をお願いします。

# 保護具着用管理責任者講習

## 受講申込書

のりづけ

写真

2.5cm×3.5cm

ふりがな		性別		※
氏名		男・女	修了証番号	
生年月日	昭和 平成	年 月 日生	交付年月日	※ 令和 年 月 日
現住所	〒			
勤務先事業場	所在地	〒		
	名称	電話 ( )	FAX ( )	
令和 年 月 日				
受講者氏名 _____				
電話番号 ( )				
一般社団法人喜多方労働基準協会 殿				

◎ ※印の欄は記入しないでください。

◎ 氏名・生年月日・住所等は誤りがないよう、かい書で正確に記入してください。

[個人情報について]

ご記入いただいた個人情報は、本講習会の的確な実施のためにのみ使用いたします。

本人確認

※